2　令和３～５年度の計画期間と基本指針の見直し

令和３年度からの計画期間に対応し，基本指針の見直し（令２告示213）が行われています。都道府県・市町村ではこれに即した令和３年度からの障害福祉計画・障害者支援計画が策定されています。

今回の見直しでは，基本的な考え方として地域生活の維持・継続と一般就労への移行が継続して課題となっています。また，障害者の重度化・高齢化やニーズの多様化をふまえて，サービス等の質の向上，障害福祉人材の確保，障害者の社会参加を支える取組が重視されるとともに，新たに強度行動障害・高次脳機能障害への支援体制や依存症対策の推進が課題となっています。

●成果目標に関する事項

基本指針・第二の成果目標（計画期間が終了する令和５年度末の目標）※3については，直近の状況等をふまえて見直しを行うとともに，相談支援体制の充実・強化等，障害福祉サービス等の質の向上について，新たに成果目標が設定されました。

さらに，精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築，福祉施設から一般就労への移行等，障害児支援の提供体制の整備等については，成果目標が追加・変更されています。

※3 成果目標を達成するため必要となるサービス利用量等について「活動指標」が見込まれています。活動指標にもとづき，目標達成のための定期的な状況確認が行われます。

◆成果目標の見直し（第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画）

⑴施設入所者の地域生活への移行	●地域移行者数：Ｒ元年度末施設入所者の６％以上 ●施設入所者数：Ｒ元年度末の1.6%以上削減
⑵精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	●精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数316日以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）【新】 ●精神病床の１年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減） ●退院率：３カ月後69%以上,６カ月後86%以上,１年後92%以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）
⑶地域生活支援拠点等が有する機能の充実	●各市町村または各圏域に少なくとも１つ以上確保しつつ年１回以上運用状況を検証，検討
⑷福祉施設から一般就労への移行等【新】	●一般就労への移行者数：Ｒ元年度の1.27倍 うち移行支援事業：1.30倍，就労Ａ型：1.26倍，就労Ｂ型：1.23倍 ●就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち,７割以上の利用 ●就労定着率８割以上の就労定着支援事業所：７割以上
⑸障害児支援の提供体制の整備等	●児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所設置 ●難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保【新】 ●保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所，放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも１カ所確保 ●医療的ケア児支援の協議の場（都道府県，圏域，市町村ごと）の設置および医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【一部新】
⑹相談支援体制の充実･強化等【新】	●各市町村または各圏域で，相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
⑺障害福祉サービス等の質の向上【新】	●各都道府県や各市町村において，サービスの質の向上を図るための体制構築

◆基本指針の見直しの主なポイント

地域における生活の維持および継続の推進	●入所等から地域生活への移行について，日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により，地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する【基本指針記載】
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	●包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から，精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に成果目標【成果目標追加】 ●アルコール，薬物およびギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進【基本指針記載】
福祉施設から一般就労への移行	●就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに，就労継続支援の取組も評価していくため，移行者数の目標値において，就労移行支援の目標を明確化するとともに，就労継続支援Ａ型・Ｂ型についても事業目的をふまえ成果目標【成果目標追加】 ●就労定着支援の更なるサービス利用を促すため，利用者数を成果目標として追加するとともに，定着率の数値目標については，平成30年度報酬改定の内容（就労定着率〈過去３年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数〉に応じた基本報酬）に合わせて設定する【成果目標追加】 ●このほか，以下の取組を進めることが望ましい【基本指針記載】 ①農福連携の推進に向けた理解促進および就労継続支援事業所等への支援 ②大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進 ③高齢障害者に対する就労継続支援Ｂ型等による適切な支援および高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築
「地域共生社会」の実現に向けた取組	●引き続き地域共生社会の実現に向け，地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに，地域の実態等をふまえながら，包括的な支援体制の構築に取り組む【基本指針記載】
発達障害者等支援の一層の充実	●ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること，発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保が重要【基本指針記載】
障害児通所支援等の地域支援体制の整備	●児童発達支援センターについて，地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要【基本指針記載】 ●障害児入所施設に関して，①ケア単位の小規模化，地域に開かれたものとする，②入所児童18歳以降の支援について必要な協議が行われる体制の整備【基本指針記載】 ●保育，保健医療，教育等の関係機関との連携【基本指針記載】 ・障害児通所支援の実施に当たって，学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する ・難聴児支援に当たって，児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要 ●重症心身障害児や医療的ケア児の支援体制の整備【基本指針記載】 ・人数やニーズを把握するため，管内の支援体制の現状を把握する ・短期入所の実施体制の確保について，家庭的環境等を十分にふまえた支援や家族のニーズの把握が必要，ニーズの多様化をふまえ協議会等を活用して役割等を検討
相談支援体制の充実・強化等	●相談支援体制に関して，各地域において検証・評価を行い，各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要【基本指針記載】
障害者の社会参加を支える取組	●障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関し，都道府県による文化芸術活動を支援するセンター・広域的支援を行うセンターの設置を推進【基本指針記載】 ●読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため，「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」をふまえ，視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進【基本指針記載】
障害福祉サービス等の質の向上	●近年，障害福祉サービス等が多様化するとともに，多くの事業者が参入している中，改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に，その目的を果たすためには，利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから，障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築する【成果目標追加】
障害福祉人材の確保	●障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため，研修の実施，多職種間の連携の推進，障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に，関係者が協力して取り組むことが重要【基本指針記載】

基本指針（令和３～５年度）のあらまし

◆第一：提供体制の確保に関する基本的事項　一　基本的理念

⑴自己決定の尊重と意思決定の支援	障害者等の自己決定を尊重し，意思決定の支援に配慮するとともに，障害者等が必要とする支援を受けつつ，その自立と社会参加の実現を図っていく	
⑵身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	●地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本 ●対象となる障害者等の範囲を身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害者・高次脳機能障害者を含む）・難病患者等で18歳以上の人，障害児とし，サービスの充実を図り，都道府県の適切な支援等を通じ引き続き障害福祉サービスを均てん化	
⑶入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	障害者等の自立支援の観点から，入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え，障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため，地域生活支援の拠点づくり，ＮＰＯ等によるインフォーマルサービスの提供等，地域の社会資源を最大限に活用し，提供体制の整備を進める	入所等から地域生活への移行：地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう，必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備（例えば，重度・高齢化した障害者で地域生活を希望する者には，日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により，地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保）
		地域生活支援の拠点等の整備：地域生活への移行，親元からの自立等の相談，一人暮らし，グループホーム入居等の体験機会と場の提供，短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時受入対応体制の確保，人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備およびコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能をさらに強化
		精神病床における長期入院患者の地域生活への移行：自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進，あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進をふまえ，精神障害者が，地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう，精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める
⑷地域共生社会の実現に向けた取組	●地域共生社会の実現に向け，引き続き，地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに，地域ごとの包括的な支援体制の構築に取り組む ●市町村は次の支援を一体的に実施する新事業の活用も検討し，体制を整備 ①属性にかかわらず，地域の様々な相談を受け止め，自ら対応またはつなぐ機能，多機関協働の中核の機能，継続的伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援 ②①と一体的に行う，就労支援，居住支援など，多様な社会参加に向けた支援 ③ケアし支え合う関係性を広げ，交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能，住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援	
⑸障害児の健やかな育成のための発達支援	●障害児と家族に，障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように市町村・都道府県を実施主体の基本とし，障害種別にかかわらず，質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実，都道府県の適切な支援等を通じた障害児支援の均てん化を引き続き図ることにより，地域支援体制を構築 ●障害児のライフステージに沿って，地域の保健，医療，障害福祉，保育，教育，就労支援等の関係機関が連携を図り，切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図り，さらに，障害の有無にかかわらず，全ての児童が共に成長できるよう，地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進 ●医療的ケア児が保健，医療，障害福祉，保育，教育等の支援を円滑に受けられるようにする等，専門的な支援を要する者に対して，各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築	
⑹障害福祉人材の確保	●障害者の重度化・高齢化が進む中でも，将来にわたって安定的にサービス等を提供し事業を実施していくためには，提供体制の確保と併せて人材確保が必要 ●専門性を高める研修の実施，多職種間の連携推進，障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的周知・広報等，関係者が協力して取り組む	
⑺障害者の社会参加を支える取組	●障害者の地域における社会参加を促進するため，多様なニーズをふまえて支援 ●「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」をふまえ，障害者が文化芸術を享受鑑賞し，または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて，障害者の個性や能力の発揮と社会参加を促進 ●「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」をふまえ，視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進	

◆第一：提供体制の確保に関する基本的事項　二　障害福祉サービス

⑴全国で必要とされる訪問系サービスの保障	●居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援を充実する
⑵希望する障害者等への日中活動系サービスの保障	●療養介護，生活介護，短期入所，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援，地域活動支援センターのサービスを保障する
⑶グループホーム等の充実，地域生活支援拠点等の整備と機能の充実	●地域における居住の場としてのグループホームの充実，自立生活援助，地域移行支援および地域定着支援，自立訓練事業等の推進により，入所等から地域生活への移行を進める ●重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上での理解力・生活力を補う必要のある障害者でも地域で暮らすことができるよう適切に管内の福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努め，日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等の必要な量を見込む ●必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって，障害者等の地域における生活の維持および継続が図られるようにする ●地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実を図る
⑷福祉施設から一般就労への移行等の推進	●就労移行支援事業および就労定着支援事業等の推進により，障害者の福祉施設から一般就労への移行およびその定着を進める
⑸強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実	●強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して，障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう，人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある
⑹依存症対策の推進	●依存症に対する誤解・偏見を解消するための関係職員への研修や幅広い普及啓発，相談機関および医療機関の周知および整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援を行う

◆第一：提供体制の確保に関する基本的事項　三　相談支援

⑴相談支援体制の構築	●福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて，サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援，個別事例における専門的な指導や助言を行う ●利用者と地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し，特定相談支援事業所の充実のため，必要な施策を確保する ●これらの取組を効果的に進めるため，市町村は，地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し，相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保，その機能を有効に活用する ●総合的な相談支援体制，専門的な指導・助言および人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けて検討する
⑵地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保	●障害者支援施設等，児童福祉施設，療養介護を行う病院に入所または精神科病院に入院している障害者等の数等を勘案し，計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制を確保する ●地域移行支援と併せ，自立生活援助や地域定着支援の充実を図る
⑶発達障害者等に対する支援	●発達障害者等への相談支援体制等の充実：発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置等を適切に進める ●発達障害者等および家族等への支援体制の確保：ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保，発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保する
⑷協議会の設置等	●関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならない ●協議会は，関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに，障害福祉計画等を定め，または変更しようとする際に，意見を求められた場合には，地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要である ●発達障害者支援センターや高次脳機能障害支援拠点，難病相談支援センター等の専門機関との連携を確保する

◆第一：提供体制の確保に関する基本的事項　四　障害児支援

障害児と家族に対し，乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築	
⑴地域支援体制の構築	●児童発達支援センターの専門的機能の強化を図り，地域の中核的な支援施設として位置づけ，事業所と緊密な連携を図り，重層的な障害児通所支援の体制整備を図る（併せて，地域支援機能を強化し，障害児の地域社会への参加や包容〈インクルージョン〉を推進） ●障害児入所施設の専門的機能の強化を図り，地域において，虐待を受けた障害児等への対応を含め，様々なニーズに対応する機関としての役割を担う ●障害児通所支援と障害児入所支援は，障害児支援の両輪として，相互に連携しながら進める必要があり，都道府県は，障害児通所支援の広域的な調整および障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定する ●障害児支援から障害福祉サービスへ円滑に移行が図られるよう，都道府県と市町村は緊密に連携（18歳以降の支援の在り方について，適切な時期に必要な協議が行われる体制整備） ●障害児通所支援事業所・障害児入所施設は，障害児に質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから，常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る
⑵保育，保健医療，教育，就労支援等の関係機関と連携した支援	●障害児通所支援の体制整備に当たっては，保育所や認定こども園，放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図る ●障害児の早期の発見と支援，健全な育成を進めるため，母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携，子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保する ●就学時・卒業時の円滑な支援引継ぎも含め，学校，障害児通所支援事業所・入所施設・相談支援事業所，就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密に連携 ●放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては，学校の空き教室の活用等，関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討する ●難聴児の支援に当たっても，都道府県は児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した，難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに，新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め，難聴児およびその家族への切れ目のない支援の充実を図る
⑶地域社会への参加・包容の推進	●保育所等訪問支援を活用し，障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園，放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ），幼稚園，小学校，特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できる体制を構築，地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る
⑷特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	**①重症心身障害児および医療的ケア児に対する支援体制の充実** ●重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう，地域の重症心身障害児数やニーズを把握／医療的ケア児についても，身近な地域で必要な支援が受けられるよう，地域の医療的ケア児数やニーズを把握 ●短期入所の確保には，家庭環境等を十分にふまえた支援や家族のニーズの把握が必要 ●保健所，病院・診療所，訪問看護ステーション，障害児通所支援事業所，障害児入所施設，障害児相談支援事業所，保育所，学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により，各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築する ●医療的ケア児に対する総合的支援体制の構築に向け，市町村は関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員，保健師，訪問看護師等の配置を促進 ●コーディネーターは，医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し，総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに，協議の場に参画し，地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら，医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う **②強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実** ●障害児通所支援等において適切な支援ができるよう，人材育成等を通じて支援体制を整備 **③虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備** ●虐待を受けた障害児に対しては，障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供，障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努める
⑸障害児相談支援の提供体制	●障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに，支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っており，質の確保およびその向上を図りながら，支援の提供体制の構築を図る

◆成果目標の見直しの概要（第二：提供体制の確保に係る目標）

項目		第５期計画（Ｒ２年度末まで）	第６期計画（Ｒ５年度末まで）
⑴施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行割合	H28年度末の９％以上	R元年度末の６％以上
	施設入所者数	H28年度末の２％以上削減	R元年度末の1.6%以上削減
⑵精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）	精神病床から退院後１年以内		地域における生活日数の平均316日以上
	精神病床の１年以上長期入院患者数	国が提示する推計式を用いて設定	国が提示する推計式を用いて設定（全国目標値はＲ元年比6.6万人から4.9万人減少の見込み）
	精神病床の早期退院率（入院後３月・６月・１年時点）	３月時点69%以上 ６月時点84%以上 １年時点90%以上	３月時点69%以上 ６月時点86%以上 １年時点92%以上
⑶地域生活支援拠点等が有する機能の充実（項目の見直し）		各市町村または各圏域に少なくとも１つを整備	各市町村または各圏域に１つ以上を確保，年１回以上の運用状況検証
⑷福祉施設から一般就労への移行（項目の見直し）	福祉施設から一般就労へ移行	H28年度実績の1.5倍以上	R元年度実績の1.27倍以上（併せて，就労移行支援，就労継続支援Ａ型・Ｂ型の目標値設定）
	就労移行支援の利用者数	H28年度末から２割以上増加 利用者のうち就労移行率が３割以上の事業所が全体の５割以上	現状の利用者数を確保 R元年度実績の1.30倍以上（移行率の上昇を見込み）
	就労継続支援Ａ型		R元年度実績の概ね1.26倍以上（移行率が着実に上昇と見込み）
	就労継続支援Ｂ型		R元年度実績の概ね1.23倍以上（移行率は現状維持，利用者が着実に増加と見込み）
	就労定着支援	支援開始１年後の職場定着率を８割以上	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち７割が就労定着支援事業を利用／就労定着支援事業所のうち，就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上
⑸障害児支援の提供体制の整備等（項目の見直し）	児童発達支援センター	各市町村に少なくとも１カ所以上設置（圏域での設置でも可）	各市町村または各圏域に少なくとも１カ所以上設置
	保育所等訪問支援	すべての市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	すべての市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
	聴覚障害児を含む難聴児への適切な支援		各都道府県で難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援/放課後等デイサービス事業所	各市町村に少なくとも１カ所以上確保することを基本（市町村単独での確保が困難な場合には，圏域での確保であっても差し支えない）	各市町村または各圏域に少なくとも１カ所以上確保
	医療的ケア児への適切な支援	各都道府県・各圏域・各市町村で，保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設ける（都道府県が関与した圏域での設置でも差し支えない）	各都道府県・各圏域・各市町村で，保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設ける／医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
⑹相談支援体制の充実・強化等（新規）			各市町村・各圏域で，総合的・専門的な相談支援の実施と地域の相談支援体制を強化する体制を確保
⑺障害福祉サービス等の質の向上（新規）			質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

◆第四：その他の円滑な実施を確保するために必要な事項

⑴障害者等に対する虐待の防止	●障害者虐待防止法をふまえ，事業者は，利用者の人権擁護と虐待の防止等のため，責任者を置く等必要な体制を整備し，従業者に研修を実施する等の措置を講じなければならない ●都道府県・市町村は「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（厚生労働省）に沿って，都道府県障害者権利擁護センター，市町村障害者虐待防止センターを中心に，福祉事務所，児童相談所，精神保健福祉センター，障害者・障害児団体，学校，警察，法務局，司法関係者，民生委員，児童委員，人権擁護委員等から成るネットワークの活用，虐待の未然の防止，発生時の迅速かつ適切な対応，再発の防止等に取り組むとともに，体制や取組の定期的検証を行い，必要に応じてマニュアルの見直し等を行う ●市町村は，引き続き，住民等からの虐待に関する通報があった場合に，速やかに障害者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに，市町村障害者虐待対応協力者と協議の上，今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要である	
	①相談支援専門員・サービス管理責任者等による虐待事案の未然防止と早期発見	●都道府県・市町村は，相談支援専門員，事業所の管理責任者等に対し，常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち支援に当たるとともに，虐待の早期発見および虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求める ●事業所等の設置者・管理者に，障害者等虐待防止研修受講の徹底と防止のための委員会の設置を促すなど，各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行う（特に，相談支援事業者に，訪問の機会等を通じた虐待の早期発見と市町村との連携の重要性について周知を図る）
	②一時保護に必要な居室の確保	●市町村は，一時保護に必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点を活用するとともに，都道府県は，必要に応じて，一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行う
	③障害児入所支援の従業者への研修	●指定障害児入所支援については，児童福祉法に基づき，被措置児童等虐待対応が図られるが，入所児童に対する人権の擁護，虐待の防止等のため，従業者に対する研修等を実施する
	④権利擁護の取組	●成年後見制度利用が有用と認められる利用者に支援を行うとともに，後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成と活用を図る研修を行う
⑵意思決定支援の促進	●都道府県は意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに，事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るように努める	
⑶障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進	●次の支援を行うため，都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置および広域的な支援を行うセンターの設置を推進する ①障害福祉サービス事業所等に対する相談支援／②芸術文化活動を支援する人材の育成／③関係者のネットワークづくり／④発表等の機会の創出／⑤情報収集および発信／⑥その他地域の実情等をふまえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援等	
⑷障害を理由とする差別の解消の推進	●障害者差別解消法は，不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供を差別と規定（対象となる障害者等は，いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではない） ●都道府県および市町村は啓発活動などを行う必要があるとともに，福祉分野の事業者は「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針（H27.11厚生労働大臣決定）」をふまえた柔軟な対応が期待される	
⑸事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	●事業所は地域共生社会の考え方にもとづき，地域に開かれた施設となるべきという方向性を堅持し，平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ，利用者の安全確保に向けた取組を進め，都道府県・市町村は支援を行う（日常的な地域とのつながりが発災時の障害者等の安全確保につながる一方で，事業所等が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることもふまえ，防災対策とともに考えていくことも必要） ●利用する障害者等が安心して生活できるように，権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実，職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく，いきいきと支援に従事できるように，処遇改善等により職場環境の改善を進めていく	